

在宅患者にも介護料

水俣病 厚生省、給付を確約

公害にかかる健康被害救済特別措置法が成立したものの、水俣病の重症患者で自宅療養をしている人には介護料がつかないことから、水俣市は厚生省と折衝していたが、法の運用により在宅患者にも介護料を給付するよう、このほど厚生省の確約を得た。

法は水俣病と公害病を対象として医療手当て月四千円、通院患者二千円、介護手当て（ただし看護人を雇った場合）九千円をそれぞれ給付することになっているが、

重症患者の自宅療養で家族がめんどうをみる場合、介護料がつかないことになっている。このため患者家庭では「他人では食事が与えられないため、仕方なく自宅で療養している。入院よりもかえって手がかかる」として法の不備を指摘していた。これらのことから厚生省に陳情していたが、厚生省としても法の運用面で考慮し、法適用同様の扱いをしたいとして、近く県、市と検討する。

なお重症患者で自宅にいる水俣病患者は十二人。

回大会は、八日から二日間、熊本市民会館に全国の小学校長約二千四百人を集めて開かれる。

大会では①教育課程完全実施のための教員の定数増②教育の近代化に即応する設置基準の法制化など五議題を協議する。

このほか、各ブロック代表者による実践研究の発表や日本学術振興会理事、本田弘人氏の「遺伝と環境」と題する講演も予定されている。

なお六日は熊本市民会館で同連合会の常任理事会が開かれる。